

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年4月3日

【会社名】 中国銀行股份有限公司
(Bank of China Limited)

【代表者の役職氏名】 副会長兼総裁 陳 四清
(Chen Siqing, Vice Chairman and President)

【本店の所在の場所】 中華人民共和国 100818 北京市西城区復興門内大街1号
(One Fuxingmen Nei Dajie, Xicheng District, Beijing 100818, People's Republic of China)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅 津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 范 宇晟

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づき中国国内における当社優先株式の募集を報告するため、本臨時報告書を提出いたします。

(注) 本書に記載の「米ドル」は米ドルを、「円」は日本円を、「人民元」は中国の法定通貨を指す。本書において便宜上一定の米国ドルまたは人民元金額は、(米国ドルの場合は)2015年4月1日の株式会社三菱東京UFJ銀行が建値した対顧客電信直物売買相場の仲値である1米国ドル=119.96円により、(人民元金額の場合は)中国通信社配信による2015年4月1日の中国人民銀行公表の仲値である1人民元=19.47円により円に換算されている。

2 【報告内容】

(1) 有価証券の種類及び銘柄：

2015年度境内優先株(「第2期境内優先株」)

(2)

() 発行数：

2.8億株

() 発行価格及び資本組入額：

発行価格：1株当たり100人民元(1,947円)

資本組入額：全額

() 発行価額の総額及び資本組入額の総額：

発行価額の総額：28,000,000,000人民元(545,160,000,000円)

資本組入額の総額：28,000,000,000人民元(545,160,000,000円)

() 株式の内容：

条件：

1. 1.
第2期境内優先株に満期日はない。
2. 2.
第2期境内優先株には満期日がなく、中国銀行業監督管理委員会の関連規定に基づき、当行は第2期境内優先株について、買戻権を行使しない。投資者も、第2期境内優先株の買戻権が行使されることについて期待をすべきではない。発行日から5年後、中国銀行業監督管理委員会の認可を経た場合、当行は優先株の毎年の配当支払日（発行日後の5年目の配当支払日を含む）に、第2期境内優先株の全部又は一部を買い戻す権利を有する。第2期境内優先株の買戻期間は、発行日より5年後から、第2期境内優先株の全部が買い戻され又は転換された日までとする。当行取締役会は、買戻期間内において、市場状況等の要素に基づき買戻事項を決定し、かつ、中国銀行業監督管理委員会の認可に従い、買戻しに関するすべての事項を処理することについて、株主総会の授権を得ている。一部の買戻しが発生した場合、第2期境内優先株株主が保有する優先株は按分比例に従い買い戻される。

当行による買戻権の行使は次の要件に合致しなければならない。

当行が、同等又はより高い品質のキャピタル・インストラメントにより買い戻されるインストラメントを代替し、かつ、収入能力が持続可能という条件を具備することで、初めてキャピタル・インストラメントの代替を実施することができる。

又は、当行が買戻権を行使した後の資本水準が、明らかに中国銀行業監督管理委員会が規定する監督管理に係る資本要求を上回った場合をいう。

当行が買戻権を行使する場合、中国銀行業監督管理委員会、上海証券取引所及びその他の監督管理機構の規定に従い、関連する手続を履行するものとする。

買戻期間内において、当行は、第2期境内優先株の額面金額に当期支払うべき配当金¹を加算した後の価格により優先株の全部又は一部を買い戻す権利を有する。買戻の当期において、当行が配当金の支払を公布していない場合、その買戻価格は額面金額とする。

3. 3.
その他のTier 1・キャピタル・インストラメントのトリガーイベントが発生した場合（即ち、中核的Tier 1の自己資本比率が5.125%（又はそれ以下）に下がった場合）、今回境内優先株（平成26年12月26日付提出臨時報告書に記載された2014年度境内優先株（「第1期境内優先株」）及び第2期境内優先株の総称を「今回境内優先株」という）は契約の約定に従い、直ちに、全部又は一部をA株普通株に転換し、かつ、当行の中核的Tier 1自己資本比率をトリガーポイント以上に回復させなければならない。

Tier 2・キャピタル・インストラメントのトリガーイベントが発生した場合、今回境内優先株は直ちに契約の約定に従い全額A株普通株に転換するものとする。そのうち、Tier 2・キャピタル・インストラメントのトリガーイベントは、次の二つの状況のうち、より早く発生したものをいう。

中国銀行業監督管理委員会が、転換又は減資をしない場合、当行が存続できなくなると認定した場合

関連部門が、公共部門の資本参加を行わず又は同等の効力を持つ支持を提供しない場合、当行が生存できなくなると認定した場合

当行は、優先株の普通株への強制転換事由が発生した場合、中国銀行業監督管理委員会に報告し、その審査又は決定を受け、かつ「中華人民共和国証券法」第67条及び中国証券監督管理委員会の関連規定に基づき、臨時報告、公告等の情報の開示義務を履行するものとする。当行取締役会は、トリガーイベントが発生した場合、当行が契約の約定に従い、直ちにこれに相応しい数量の普通株を発行できるよう、すでに株主総会から必要な授權を得ている。優先株を普通株に転換されることにより会社の支配権に変化を生じさせた場合、中国証券監督管理委員会の関連規定にも合致しなければならない。

4.

4.

今回境内優先株の最初強制転換価格は、今回境内優先株の発行を審議する取締役会決議の公告日の20取引日前の当行A株普通株株式の取引平均価格（即ち、2.62人民元/株）とする。

第2期境内優先株の発行の後、当行A株の普通株にボーナス株の分配、株式資本への転換、市場価格以下での新株（当行が発行した、普通株に転換可能な条項を有する融資インストラメント（優先株、転換可能社債等を含む）の株式転換により増加する株式資本を含まない。）の増加発行、割当等の状況が発生した場合、当行は上記状況が発生した前後順序に従って、順番により強制転換価格について累積調整を行う。ただし、当行の普通株に関連する現金による配当金の支払行為のための調整は行わない。

¹当期に宣告済の未支配当金をいう。

**配当及び
配当の順
位：**

- (1) 自己資本比率が監督管理の要求を満たすとの前提の下で、会社定款の規定に従い、当方は、法により、欠損を填補し、法定積立金を積み立て及び一般積立金を積み立てた後、配分可能な税引後利益²を有する場合、第2期境内優先株株主に対して配当金を支払うことができる。第2期境内優先株株主に対する配当の支払順序は、普通株株主の前であり、配当の支払は当行自身の格付けに関連せず、また格付けの変化による調整も行わない。
- (2) 当行は第2期境内優先株の配当を取消しすることができ、かつ、これは違約事由を構成しない。当行は、自由に配当の取消しにより得た収益を使用してその他の期限到来の債務を弁済することができる。当行が一部又は全部の優先株の配当の支払を取消しすることを決定した場合、配当支払日の少なくとも10営業日前に第2期境内優先株の株主に通知するものとする。一部の配当金の支払を取消する状況が発生した場合、当行は、按分比例に従い、第2期境内優先株の株主に対して支払を行う。
- (3) 当行は、現金により第2期境内優先株の株主に対して配当金を支払う。当行の取締役会は、法律・法規、会社定款及び関連する監督管理部門が認可しかつ株主総会が審議可決した枠組み及び原則に合致するとの前提の下で、発行案の定めに基づき、第2期境内優先株の株主に対する配当金の支払事項を決定かつ処理することについて、既に株主総会の授權を得ている。ただし、第2期境内優先株の株主に対する配当金の支払の取消事項は、当行株主総会に提出しなければならず、普通株株主（議決権を回復した優先株株主を含む）により審議可決し、株主総会決議が可決された日より、配当金の全額支払を復活する³まで、当行は、普通株株主に対して利益を分配しない。優先株の配当金支払の取消は、普通株に対する収益分配制限を構成する以外に、当行に対するその他の制限を構成しない。

²配分可能な税引後利益は、企業会計基準又は国際財務報告基準に従い編綴された親会社の財務諸表における未配当利益から拠出され、いずれかの低い金額に依拠する。

³配当金の全額支払の回復は、配当金の支払事由が取り消される間において、当行が改めて優先株の株主に対する配当金の支払を行うことを決定することをいう。但し、第2期境内優先株が非累積型配当金支払方式を取っているため、当行は、従前の年度に既に取り消された配当金を支払わないものとする。

**配当支払
日：**

第2期境内優先株に関して、毎年1回配当金を支払うという方法を採用、配当金計算開始日は、今回優先株の発行日とし、即ち2015年3月13日である。

第2期境内優先株の配当金の支払日は毎年3月13日とする。当該日が、法定休暇日又は休日である場合、次の営業日に順延するが、順延期間は別途配当金を計算しない。約定された配当支払日前に、状況に応じて優先株の配当金を計算しかつ支払う状況が発生した場合、配当金は、前回の配当支払日より優先株の実際保有日数に従い計算し、また一年につき360日より計算する。

配当率： 第2期境内優先株は固定配当率を採り、額面配当率はその存続期間内に変更しない。2015年に発行した優先株の額面配当率は、ブックビルディング方式により5.50%と確定した。当行の非公開発行優先株の額面配当率は、発行前直近2会計年度における年間平均加重平均純資本利益率を超えてはならない。

残余財産分配の順位： 第2期境内優先株株主は、約定された配当率に従い配当金を分配された後、普通株株主と共に残余利益の分配には参加しない。

会社定款の規定に基づき、当行が清算を行う場合、会社財産の弁済順序は以下の通りである。

1. 清算費用を支払う。
2. 当行従業員の賃金、社会保険費用及び法定補償金を支払う。
3. 個人預金の元金及び利息を支払う。
4. 未納の税金及び清算中に発生した税金を納付する。
5. 当行の債務を弁済する。
6. 株主の保有する株式の種類及び比例に従い分配を行う。

当行は、解散、破産等の原因により清算を行う場合、当行の財産について、関連する法律法規の規定に従い弁済を行った後の残余財産は、優先株株主に対して支払っていない配当金及び保有する優先株の額面価額を優先に支払わなければならないが、支払に足りる場合、優先株株主の株保有比率に従い分配を行う。

議決権： 以下の場合を除き、優先株株主は株主総会の会議に出席せず、その保有する株式は議決権を有しない。

1. 会社定款における優先株に関連する内容を修正する場合
2. 一回又は累計して当行登録資本を減少し、これが10%を超えた場合
3. 当行が合併、分割、解散又は会社形式を変更する場合
4. 優先株を発行する場合
5. 会社定款に規定するその他の状況

上記事項の決議は、会議に出席した普通株の株主（議決権を回復した優先株株主を含む）が持つ議決権の3分の2以上をもって可決されなければならないことを除き、会議に出席した優先株株主（議決権を回復した優先株株主を含まない）が持つ議決権の3分の2以上をもって可決されなければならない。

優先株の株主（株主代理人を含む）は普通株の株主と分類して議決をする場合、各優先株につき議決権1票がある。

(3) 発行方法：

第2期境内優先株は非公開発行の方法を採り、中国銀行業監督管理委員会、中国証券監督管理委員会等の関連監督管理機構の認可を得た後、関連する手続により発行するものとする。第2期境内優先株は、一回認可、数次発行の方法を採り、異なる期日により発行された優先株は額面配当率以外その他の条項が同

様であり、毎回の発行は、それぞれ別途当行の発行済優先株株主の承認を得る必要はない。

(4) 引受人の氏名又は名称：

中銀国際証券有限責任公司、中信証券股份有限公司、モルガン・スタンレー華鑫証券有限責任公司および海通証券股份有限公司

(5) 募集を行う地域：

中国国内（但し、香港、マカオ及び台湾地区は含まれない）

(6) 新規発行による手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期：

() 手取金の総額：

27,969,775,932人民元(544,571,537,396円)

() 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期：

今回境内優先株の予定融資規模は600億人民元を超えず、第1期境内優先株3.2億株は既に発行が完了しており、実際の募集資金純額は31,961,810,000人民元である。第2期境内優先株の予定融資規模は280億人民元である。関連する監督管理部門の認可を経た後、当行の優先株につき募集した資金は、発行費用を控除した後、当行の自己資本率を高めるため、全部を当行のその他のTier 1・キャピタルの補充に充当する予定である。

(7) 新規発行年月日：

2015年3月13日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称：

上海証券取引所

その他：

(1) 資本金の額

2014年12月31日現在の当社の資本の額は288,731百万人民元（5,621,593百万円）である。

(2) 発行済株式総数（2015年3月25日現在）

株式資本(普通株)	2015年3月25日現在	
	株式数(百万)	株式資本合計に対する割合(%)
A株式	210,766	71.59%
H 株式	83,622	28.41%
合計	294,388	100.00%

株式資本(優先株)	2015年3月25日現在	
	株式数(千)	株式資本合計に対する割合(%)
境内優先株	600,000	60.04%
境外優先株	399,400	39.96%
合計	999,400	100.00%

以上